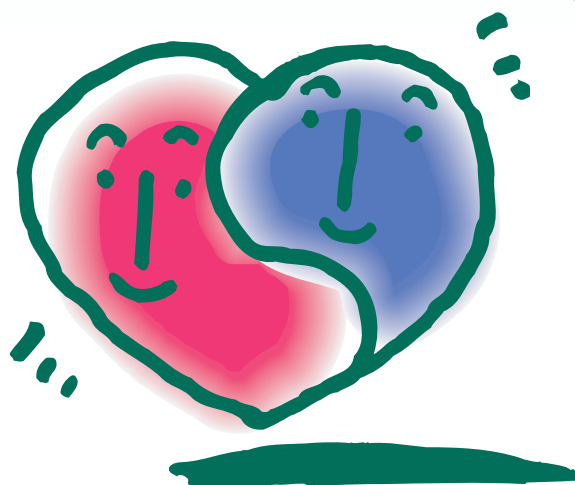


鍼灸香川

KAGAWA SOCIETY OF
ACUPUNCTURE & MOXIBUSTION



第38号

令和4年8月発行

一般社団法人 香川県鍼灸師会

鍼灸香川

目 次

1、会長あいさつ 中曽根 徹	2
2、副会長あいさつ 中西 慶	3
副会長あいさつ 安原 和人	3
3、各部より報告及び挨拶	
学術部	4
普及部	6
青年部	7
保険部	7
4、活動報告	
スポーツ鍼灸 KAGAWA	8
親子スキンタッチ教室	10
5、第 16 回公益社団法人日本鍼灸師会全国大会 in 東京に参加してみて	
野上 久一	12
安原 和人	13
6、お知らせ	
@広報 ゴミ	14
@IT 委員会 はりきゅうネット	16
@折鍼事故について報告と予防策共同声明	17
@労災保険特別加入制度	19
@医療費改正関係資料	21
7、(一社) 香川県鍼灸師会会長賞	32
8、新入会員紹介	32
9、役員紹介	32
10、編集後記	33

巻 頭 言



一社) 香川県鍼灸師会
会 長 中 曾 根 徹

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。会員の皆様には平素から会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新役員体制発足から早いもので1年が経過しました。一社) 香川県鍼灸師会はこれまでの社団法人から一般社団法人へ移行し、会務運営も様々な点で変化しておりますのでご報告いたします。

まず始めに一社) 香川県鍼灸師会が専門職団体として会員皆様の為に何ができるのか?を考え、緊急性のある案件から速やかに対応して行きました。

そこで長年の懸案事項でした「新鍼灸賠償責任保険」への移行作業から行う事にしました。

先日プロ野球選手に対する鍼灸施術中の折鍼事故が大きく報道されましたが、近年は様々な医療の現場で医療事故訴訟が数多く報告され、「不作為による過誤」により億単位の請求がされる可能性が出てきています。よって我々鍼灸師もその対策が急務とされています。賠償責任保険は被害にあわれた患者さまに対する十分な賠償と、施術者が支払い不能となることを防ぎ施術者を守るための保険です。

会員皆様のご理解で「新鍼灸賠償責任保険」への移行手続きが無事完了し、公社)日本鍼灸師会からの必須加入条件を満たす優良県になる事ができました。

またもう一つの大きな成果として、労災保険特別加入制度に我々鍼灸師の加入が認められ、令和4年4月1日より施行となりました。

鍼灸施術所の多くが「一人親方」です。これまでの労災保険では事業主、自営業者、家族従事者などは保護の対象とはなりません。今後はこの制度に加入する事で、工作中や通勤中の怪我、病気、障害または死亡した場合は補償を受けることができ、怪我等の治療費などの療養費や怪我等で休業する場合の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

ご加入を希望される方は一社)香川県鍼灸師会でサポートさせていただきますのでお問い合わせください。

その他に新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大から、研修会運営も大きな転換期を迎えています。公社)日本鍼灸師会では、各都道府県の経費負担軽減を目的にNELSの運用を開始しました。また各都道府県ではそれぞれがオンライン研修会を企画し、全国どこからでも研修会を受講できるようになりました。これまでは他県の研修会を受講する事はなかなかできませんでしたが、今後は全国の様々な分野の研修会が受講できるようになります。

今年度から一社)香川県鍼灸師会におきましても、学術・経営・療養費・会計・税務等の実務に即した内容の研修会運営を予定しております。会員の皆様は是非ご参加いただければと思います。

新型コロナウイルスの影響でどれだけの活動ができるか不透明ではありますが、今年度も本会の活動に積極的に参加いただきご協力をよろしくお願い申し上げます。



ご 挨拶

一社) 香川県鍼灸師会
副会長 中西 慶

若葉青葉の候、会員の皆さまにおかれましては益々ご健勝の事と思います。

先日、中学3年生になる娘の学校で入学式以来初めての授業参観と学年懇談会が行われました。内容は、中止になった沖縄修学旅行の経緯と新しい旅行計画の説明。有観客の運動会の開催案内。高校受験の説明などでした。さらには初めて担任の先生方のお姿を拝見するなど、無い無い尽くしの学校生活から少しずつ抜けつつあるのをひしひしと感じました。

5月15日、当会も3年ぶりに対面での総会を開催させて頂けることとなりました。ようやく会務が一部解禁され徐々に長かった霧から抜けつつあるのを感じています。その先は「以前の」や「従来の」などの状態に戻るうえで「完全に」や「もと通り」と言うのはマスク一つにとっても日常生活から無くなってしまうのは何だか難しそうです。毎日の生活も会務もその時の状況に合わせて出来る事を少しずつやって行く。駄目そうなら直ぐに軌道修正をする。そういった状況に臨機応変に対応する力が必要になる気がしています。

昨年の中曽根会長のあいさつに、「スピーディーで積極的な行動」というスローガンが書かれていました。これまで以上に会員の皆さま。一般の皆さまに対してコロナ、経済的な支援、公社)日本鍼灸師会や厚生労省の動向。その他多くの事に対して正しく新鮮な情報配信をしていきたいと思います。また、皆様のご意見やお困り事などのお声を会にお寄せいただけたらと思います。

今後ご指導ご鞭撻の程どうぞ宜しくお願い致します。



ご 挨拶

一社) 香川県鍼灸師会
副会長 安原 和人

初夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本会の活動に関しまして会員の皆様には普段よりお力添えいただいております。厚く御礼申し上げます。

理事を13年務めさせていただき現在は青年部長と学術部長を兼任させていただいておりますが、この度理事会の推挙もありまして、副会長に就任することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスによってデジタルへの移行が様々な分野で見られる中、当会の業務もペーパーレスやホームページの会員ページにて動画サイトの活用、さらに学術のネット講習など様々な変革がありました。ただこれから感染症が収束してくれば、またフィジカルでの有効性も戻ってくると思いますので、そこに合わせた業団の活動の変化再開も必要になってくるかと思っています。

さらには新型コロナウイルスよりも大きな変革であるロシアウクライナ戦争によって世界情勢が不安定になっていく中、今年後半から来年にかけて日本も大きく影響を受け、生活や経済など我々の業界にも大きく影響がでてくるのが懸念されます。会員の皆様一人一人のつながりや業界間での協力がこれからの鍼灸の発展さらには日本国民の生活の向上にますます必要になるでしょう。

まだまだ若輩者のため、行き届かない点もあるかと思いますが、会務を精一杯努めてまいりたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

【事業報告】学術部

令和 3 年度 学術部活動報告

学術部長 野上 久一 副部長 野上 美幸

昨年度は、感染症の影響で生涯教育研修会の開催は2回に止まりましたが、本年度は生涯教育研修会を(公社)全日本鍼灸学会A B講座を含め5回開催することができました。また、新企画として青年部と共同で臨床研究会を立ち上げ、研究会の様子をYouTubeの(一社)香川県鍼灸師会会員限定チャンネルに掲載しています。

・第1回生涯教育研修会：7月11日午前10時よりオンライン開催

参加者：会員、学生 計18名

講演1 テーマ：「日常臨床における問診のポイント」

講師：(一社)香川県鍼灸師会会長 中曽根鍼灸大学堂・整骨院院長 中曽根 徹先生

治療プランを作成するに当たり、問診や医療面接その他の情報収集の大切さと、チーム医療という観点から患者も含めた各々のバランスを取るものの難しさについてお話をいただきました。

講演2 テーマ：「臨床50年治療法の変遷と気診治療」

講師：前(一社)香川県鍼灸師会会長 佐々木鍼灸接骨院院長 佐々木 勝先生

先生の治療法の変遷はとても興味深く、辿ってきた一つ一つの治療法が石垣の様に組み合わさって現在があるという印象を受けました。

・第1回臨床研究会：7月11日午後1時よりオンライン開催 参加者：会員6名

テーマ：「治療終了のタイミングについて」 シンポジウム形式で開催

話題が次々と展開することで化学反応が起き充実したものになりました。

・第2回生涯教育研修会 8月8日午後1時よりオンライン開催

参加者：会員 計15名

テーマ：「クリニカル・クエスチョン (CQ)」

：鍼灸治療は冷え症に有用か？に対する要約と解説」

講師：関西医療大学 教授 坂口俊二 先生

「冷え症」の定義と分類、実際の研究報告から冷え症の治療効果と客観的評価法、クリニカルクエスチョン、研究デザインと最新の研究事情の紹介と3部構成で盛り沢山な講演になりました。

・第2回臨床研究会：8月8日午前10時30分より開催 参加者：会員6名

テーマ：「往診と保険治療について」 シンポジウム形式で開催

往診と保険治療の実際について深掘できた良い機会となりました。

・第3回 生涯教育研修会：9月12日午後1時よりオンラインで開催

参加者：会員、学生、一般 計30名

テーマ：「皮膚の癒し効果と鍼灸の可能性」

講師：桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授 山口 創 先生。

専門分野：人間科学、臨床発達心理士

発生学から皮膚の身体心理学、スキンシップとオキシトシンのお話や皮膚の触覚機能と実験データに基づいた効果的な触れ方についてご講演いただきました。幸せホルモンのオキシトシンのお話は患者さんと共有したいと思いました。また、人に触れることで他者との同調性による関係性の変化のお話では、触れること触ることを深く考える良い機会となりました。

・第3回臨床研究会：9月12日午前10時よりオンライン開催

参加者：会員、学生、一般 計18名

テーマ：「SNSやITを鍼灸師の味方につけよう！」

講師：Sunny L@bo 代表 中尾弘美 先生 ITコンサルタント

SNS、ホームページの活用について基本から実例まで丁寧に解説していただき、とても役に立つ内容でした。

・第4回生涯教育研修会：10月31日午後1時よりオンライン開催 (公社)全日本鍼灸学会中国四国支部と共催

参加者：会員、学生 計18名

B 講座 テーマ：「脳卒中の予防と治療」

講師：香川大学医学部附属病院講師 岡内正信先生

脳出血、脳梗塞、くも膜下出血の発生機序と予防についてお話でした。外科的予防として、脳動脈瘤に対するコイル術、クリッピング術また、血管の粥腫に対するカテーテルを用いたステント術を紹介されました。一過性脳虚血発作で、FAST F-face A-arm S-speech T-time の症状が出ると脳梗塞の前兆として病院で検査を受けることや Time Is Brain を強調されていました。

A 講座 テーマ：「血圧異常と鍼灸治療—本態性高血圧に対する鍼灸治療—」

講師：明治国際医療大学 鍼灸学科教授 廣 正基先生

高血圧症の病態について、仮面高血圧症の危険性、生活習慣の見直しや薬剤についてお話されました。また、足三里穴のパルス鍼刺激で高血圧ラットの血圧が低下したという実験結果を示され、人に対する鍼刺激についても証を立てた場合、立てなかった場合両方に減圧効果があり、この現象は正確な作用機序は不明ではあるものの末梢穴の鍼刺激が交感神経を抑制し抹消血管抵抗を減少させ、リラクセス効果によりストレスが低下したことによるものと考えられるとのことでした。早期の高血圧には有効ですが高齢になると効果を出すのは難しいとのことでした。

・第4回臨床研究会：10月31日午前10時30分よりオンライン開催

参加者：会員5名

テーマ「患者さんとの間合いと臨床」

講師：おおつか鍼灸治療院院長 大塚安混 先生

患者対応などの実際のお話が聞け、意見交換できた良い機会となりました。

・第5回生涯教育研修会：12月12日午後1時よりオンライン開催

参加者：会員、学生、一般計 22名 協力：(株)チュウオー

テーマ：「お灸に話 過去から未来へ」

講師：あい鍼灸院院長 天野 聡子 先生

座学では、(株)チュウオーが開発したMOXATHを用いたお灸燃焼テストの結果を解説していただきました。MOXATHは経時的にお灸の熱量を仕事量に変換してグラフ化して見せてくれる測定器です。せんねん灸、長生灸、アクレイなど製品別、熱さ別に比較された結果はそれぞれの製品デザイン特性をよく示していて参考になりました。また透熱灸についても艾の量や種類、艾柱の底面積、基材など比較した結果を解説していただきました。

実技では、電子温灸機のIKKYUを用いてのこりの捉え方、温灸機の当て方などを丁寧に説明していただきました。お灸について熱い、臭い、煙が出るなどのマイナスイメージがありますが、とても効果的な治療法であるという事が再認識されました。

・第5回臨床研究会：12月18日午後7時30分よりオンライン開催

参加者：会員5名

テーマ「2022年 未来を語ろう!!」シンポジウム形式で開催

会員間での情報交換の場になり、2022年の展望を話合えました。

2022年度も(一社)香川県鍼灸師会学術部は、生涯教育研修会、臨床研究会などの学術事業を通じて先生方のお役に立てる様活動して参ります。

今後とも諸先生方のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上

【事業報告】組織普及部

長引く自粛生活

組織普及部 増田 浩一

東京五輪が終わり新型コロナウイルスも大幅に減少し、ようやくコロナも落ち着き、ボランティア活動も徐々に再開できると期待していましたが、新年早々から陽性者が増加し、また色々な活動も自粛となりました。

日本全体がこれだけ感染対策をしているにも関わらず、収まるに見えた感染者は増えています。ウイルスという見えない自然現象に対してこれ以上抗えないのであれば、あとは各人が免疫力を高め、日々の健康管理に努めることぐらいしか方法がないと思います。

このような状況下で会員の先生方も日々ご苦労されているかも知れません。僕は往診治療を主にしている為、現状は大変厳しいものとなっています。今年に入り定期的に往診に伺っていた方も暫らく治療をお休みされ、知的障害者施設での勤務も中止になってしまいました。またガソリンも高騰し外出も控える一方です。

そこで昨年県に申請し支給していただいた感染予防対策金 10 万円を残しておいたので、助かっています。

仕事が減り、家にいることが多くなりました。その分、家族に代わって洗濯や風呂の用意、食事を作るようになりました。

洗濯は朝の冷たい中干すのは堪えます。風呂は薪で焚いているので数分おきに火加減を確認し、その都度調節しなければなりません。特に食事作りには悩まされます。何を作るかで一番悩まされ、家族分の食材を買いに行き調理するのは僕にとっては一苦労です。

これまで家事はあまりしなかった分、両親のありがたさが身に染みました。また以前は両親との会話が少なかったのが、自然と喋るようになりました。

これから先、世の中はどうか分かりませんが、良くなる日を信じて日々慎ましく感謝して過ごしていきたいです。

【事業報告】青年部

YouTubeの活用と臨床研究会

青年部部長 安原 和人

昨今、感染症のためテレワークなどインターネットを活用した作業が増えてきました。

会員の先生方でもネットの講習に参加されている方も増えてきているのではないのでしょうか？公社）日本鍼灸師会の全国大会も現地参加とインターネット参加のどちらでも選べるハイブリット方式が昨年初めて採用されました。実際にインターネットで参加した感想も書いていますのでお読みになってみてください。青年部では公社）日本鍼灸師会全国大会参加における助成制度があります。感想を読んでご興味のある先生はぜひ来年ご活用してみてください。

一社）香川県鍼灸師会もさらなるインターネットの活用を考え昨年からYouTubeの活用をしています。青年部と学術部で合同の臨床研究会という勉強会をZOOMで始め、アーカイブの配信をYouTubeでおこないました。一社）香川県鍼灸師会のメーリングリストに登録していらっしゃる先生には動画のURLを配布していただいたのでご覧になられた先生もおられるかと思います。

第一回は「治療終了のタイミング」第二回は「往診と保険治療について」第三回は「SNSやITを鍼灸師の味方につけよう」第四回は「患者さんとの間合いと臨床」第五回は「2022年未来を語ろう」の五回臨床研究会をしたもののうち、第一回、第二回、第四回はアーカイブで会員の先生はご視聴できますので、過去のメールに添付されたURLからご覧ください。いずれ準備が出来ましたら、一社）香川県鍼灸師会のホームページからでも閲覧できるようにしていきたいと思います。

臨床研究会は通常の勉強会では単位になりづらい内容や臨床の初歩的な疑問などを、会員の先生方と交流を深めながら行っていきたいと考えています。何か話を聞いてみたい内容などがありましたら、お気軽に青年部安原までご連絡ください。また、臨床研究会は一社）香川県鍼灸師会の会員は無料となっておりますのでお気軽に参加していただければと思います。今後臨床研究会の内容が決まりましたら随時メールにてZOOMの参加URLを配布いたしますので、お待ちください。

本年も会務のご協力よろしくお願いいたします。

青年部連絡先 青年部部長：安原和人 e-mail：kazumouth0224@yahoo.co.jp ☎：087-880-0314

【事業報告】保険部

保険部報告

保険部長 中西 慶

会員の皆さまには療養費をはじめとする保険部へのご理解・ご協力をして頂き心より御礼申し上げます。

保険部では年一回の保険部長会議への出席。R4年2月13日WEB形式で行われ、議題は「今後の展望」「療養費の改定について」「事務連絡」でした。また会議に向けて事前に前年度の各県の療養費取り扱い等のアンケートへの回答を行いました。

また、日々の疑問・トラブルの相談。ルール改正・通達等の報告や運用などを公社）日本鍼灸師会の健保委員担当者・全国保険部担当者とメールにて意見交換を行ったり、メールの内容で会員の皆さまに必要な情報がある場合は都度お知らせさせて頂いています。

そして、昨年度より四国医療専門学校での「療養費の正しい使い方」についての出前授業をさせて頂く事になりました。また本年度も昼・夜間部の3年生を対象に出前授業のご依頼を頂き予定・準備をさせて頂いています。

保険部は日々情報が変わる体質上、他会や行政などとの意見交換も年数回させていただいています。そういった活動の中で得た新鮮で正しい情報を今後も会内外に配信をしていきたいと思っています。万が一配信した情報が間違っていたりわかりにくい場合は保険部までお問い合わせいただけたらと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【事業報告】 スポーツ鍼灸 KAGAWA

スポーツ鍼灸 KAGAWA 2020 東京パラリンピック 陸上競技活動報告

委員長 松本 和子

中曽根委員長の会長就任に伴い委員長になりましたが、新型コロナウイルス感染拡大、オミクロン株の流行に伴い各大会が中止、延期となり残念ながら委員長らしい活動が出来ていません。そこで、私が参加した2020東京パラリンピックの活動報告をさせていただきます。

日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部からの活動募集で、オリンピックとパラリンピック募集がありました。ちょうど4年前、日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツトレーナーの資格を習得済みでしたし、この機会を逃すともうチャンスが巡ってこないような気がしてエントリーしました。全活動日程が14日間の中最低5日間以上の活動という条件があり5日間活動しました。メディカルサービスのアスリートケアアシスタントという立場での活動でした。世界の選手相手ですので鍼灸師、JSPO-AT、障がい者スポーツトレーナーの資格は関係なくドクター、ナース、PT、以外は活動実績の有無は関係なくアシスタントとされました。そしてコロナ渦ということもあり事前講習はすべてオンライン。膨大なデジタル資料とEラーニング学習に時間を取られつつも、とにかく国際大会運営で足を引っ張らないように情報を叩き込みました。今年で63歳の身には大変でした。

活動場所は新国立競技場（オリンピックスタジアム）でした。一日を2グループに分け私は前半対応でした。スタッフ（ドクター、ナース、トレーナー）全員で106名の大所帯です。全日程参加する方もいますし、私のように5日間のみ活動の方もいます。

コロナの関係で、辞退者が増えスタジアム内の一部のスタッフは6時30分～23時までの16時間以上拘束され必死で対応していました。陸上競技全体を8チームに分け、私は4日間ウォーミングアップエリア（サブトラック）内で、救護室での救護、観察、応急処置、搬送等。5日目は、最終日のマラソンの最後尾のピックアップバスでのフォロー対応でした。私のチームはドクター2名、ナース1名トレーナー5名で組み分けられました。

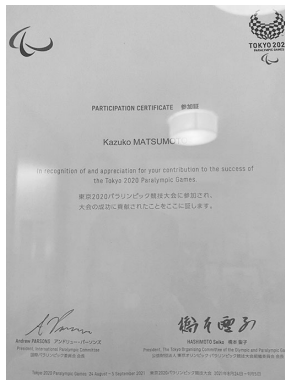
私が活動した期間は連日雨でした。気温は19度から21度。暑さ対策はしていても、予定していない低温。コロナ対応の減圧室や熱中症対応のアイスバスや氷はふんだんに準備されていましたが、温める用品は皆無でした。体温調整の難しいパラアスリート達、震えながら「ホットパックブリーズ。」困った私は、タオルにお湯をかけてビニールに入れて渡しました。後ろで見ていたトレーナーから、「熱の感覚が無いかもわからない方に温度調整の効かないタオルをお渡しして何かあったらどうしますか?」と問われ私は困惑しました。「しかし僕はタオルで簡易ホットパックを作るアイデアはなかった。」と言われて臨機応変な対応は出来ても、まだまだ自分の考えの浅さを痛感しました。

兎に角、コロナ対応に追われて濃厚接触者の選手には、後方にスタッフがついていてその選手には触る事はできません。朝早く、トランシーバーで本日の濃厚接触者が出国の発表があります。例えば濃厚接触者の〇〇が、スタート地点に入りました。濃厚接触者の5レーンの選手、様子がおかしいので経過観察します。等、厳戒態勢でした。スタッフも毎朝PCR検査、検温、体調チェックシートの記入、手指消毒の徹底をしつつの活動となりました。

会場の中の選手やスタッフの雰囲気は大変穏やかで、暖かく柔らかな気分にはさせられました。車いすの選手が動き出すと、自然に選手スタッフみんなが道を開けました。ブラインド（目の不自由な）の選手がいたら、声をかけて挨拶していました。パラアスリート達はオリンピックと何ら変わりなく、スタート前の集中

の仕方はビリビリ伝わりますし、結果が出た後は周りみんなで讃えあう。人種、障害の有無、成績、宗教、性差何ら関係なく認め合い強調しあっていてそこにはとてもポジティブな素敵な空気が流れていました。同じ空気感の中にいられる幸せを感じました。欲をいえば、コンディショニングで選手を沢山触りたかったなあ、と思いましたが、またコロナが落ち着いた際はそんなチャンスが巡ってくると願っています。

全ての大会関係者が、あの逆風のなかで高い意識を持ち続け全国から集合しての活動。その一員になれたことに喜びを感じました。参加することに理解してくれた当院のスタッフにも感謝します。今回の経験を踏まえ今後も香川県鍼灸師会及びスポーツ鍼灸KAGAWAの啓発活動を行っていきます。会員の皆様のご協力をお願いいたします。



メディルススタッフ
参加証



支給された
スタッフウェアの一部



ID証



オリンピックスタジアム
(スリーアギトス)



オリンピックスタジアム前
スタッフ集合写真



スタジアム内にいたロボット



日本オリンピックミュージアム
(国枝選手車イス)



日本オリンピックミュージアム



公式グッズ

日本オリンピックミュージアム
(高桑早生選手 義足)

親子スキンタッチ教室 2021（令和3年度）年活動報告書

香川スキンタッチ会 大塚 安混

*かがわ長寿大学「ねんりんふれあい文化祭」・金倉寺における「こども祭り」親子スキンタッチ・鍼・灸・マッサージ体験を通じ、小児鍼の普及及び東洋医学の啓蒙活動として（一社）香川県鍼灸マッサージ師会と合同で参加していましたが、コロナのため中止いたしました。

*親子スキンタッチ教室 ピップクラブ

主 催：イオンモール株式会社
日 時：令和3年4月8日（水） 11時～11時30分
令和3年7月8日（水） 11時～11時30分
令和3年10月14日（木） 13時～13時30分
会 場：イオンモール綾川 香川県綾歌郡綾川町822-1

*親子スキンタッチ教室

主 催：三木町健康福祉課
日 時：令和3年6月16日（水）
令和3年9月15日（水）
令和3年12月15日（水）
9時30分～11時30分
会 場：三木町福祉センター 三木町大字氷上310
三木町健康福祉課より親子スキンタッチ教室開催について協力要請があり、乳幼児相談にてスキンタッチ教室を開催しています。

令和4年活動予定

* こどもまつり 主催：金蔵寺こどもまつり実行委員会

日 時：令和4年5月第二日曜日（日） 予定 10時～16時
会 場：第76番札所金倉寺 境内
こどもまつりの参加者への親子スキンタッチ・鍼・灸体験を通じ、小児鍼の普及及び東洋医学の普及活動を（一社）香川県鍼灸マッサージ師会と合同で参加予定。

*親子スキンタッチ教室 ピップクラブ

主 催：イオンモール株式会社
日 時：令和4年4月28日（木） 11時～11時30分
令和4年7月・10月第四木曜日午前中予定
会 場：イオンモール綾川 香川県綾歌郡綾川町822-1

*親子スキンタッチ教室

主 催：三木町健康福祉課
日 時：令和4年6月15日（水）
令和4年9月21日（水）
令和4年12月21日（水）
9時30分～11時30分 予定
会 場：三木町福祉センター 三木町大字氷上310
三木町健康福祉課より親子スキンタッチ教室開催について協力要請があり、乳幼児相談にてスキンタッチ教室を開催しています。

*その他、各地域でスキントッチ教室、鍼灸教室が開かれますのでホームページなどで確認ください。参加希望者は大塚までご連絡ください。

{スキントッチの注意点}

*一回のスキントッチはトータルで5分くらい、やりすぎは逆効果。

*刺激量は肌を触った感覚で決める。

汗ばんでいるときは汗が引くまで、冷えていたら温まるまで、ざらついていたらしっとりするまで。

*数回やって効果がなければ刺激量を減らしてみる。

*子供と遊ぶ感覚で機嫌を取りながら、話しかけながらスキントッチをする。

*長く続けることが大切。子供が嫌がるときは無理しないで、一か月単位ぐらいで様子を見ます。

*熱が高い時、ぐったりしたり咳がひどい時など、明らかにいつもと違うときは控えてください。

この注意点は、小児鍼にも適応されます。

やってみよう！スキントッチ

用意するもの

■ティースプーン

中指と親指でスプーンをはさみこむように軽く持ち、スプーンの背で軽く撫でさすります。

*使用部位

腹・胸・背中・手・足

*ポイント

スプーンは強く持たない。軽く持つ。
なでさする時も、強く肌に押し付けない。
あくまでも軽く、手全体で撫でる。



■歯ブラシ

親指と人差し指で軽くはさみ、揺らすような感じでたたく。

*使用部位

頭・こめかみ

*ポイント

強くたたかない。振動を利用して軽く。



■ドライヤー

ドライヤーを手に持ち、空いているほうの手で皮膚とドライヤーの温度を確かめながら、遠近を調節する。熱くなってきたら離す。

*使用部位

腹・肩口

*ポイント

熱くなり過ぎないように注意!!
やけどに気をつけて。



やりかた

上向きで

①ティースプーンでおへそを中心に左回りになでこする。ほんのりとぬくもるまで。

②ティースプーンで胸をなでこする。鎖骨に沿って。

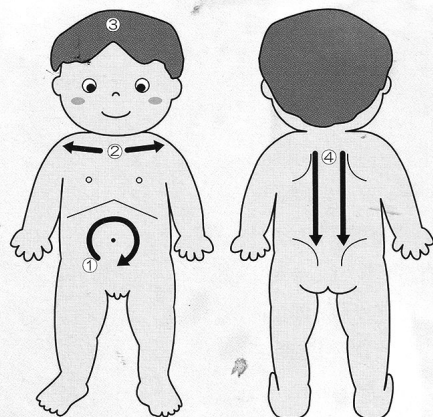
③歯ブラシで頭のスキントッチ。側頭部を中心に軽くリズムカルに。

※おなかの弱い子は、へそを中心にドライヤーで温める。温度・距離を調整し、じっくりとゆっくり温まるようにする。

うつ伏せで

④上から下へ、背骨の両脇をティースプーンでスキントッチ。軽く軽く。ほんのりしっとりするまで。

※呼吸器の弱い子は、首の付け根をドライヤーで温める。温度・距離を調整し、じっくりとゆっくり温まるようにする。



注意する点

●子供と遊ぶ気持ちで機嫌をとりながら、話しかけながらスキントッチ。

●熱い・痛いなど子供の嫌がることはしない。

●長く続けることが大切。嫌がるときは無理にしない。

●やり過ぎない。軽い刺激でもたくさんすると子供が疲れることがある。

お母さんが身体を
なでさすりながらお子さんの
元気をチェックしておけば、
丈夫で元気な子になります。また、
「少しだけ調子が悪いか？」
「ただど病院につれていくほど
じゃないかも？」
という時に
スキントッチ法
はきつと
お役に
たちます。



第16回 公益社団法人 日本鍼灸師会 全国大会in東京に参加して

野 上 久 一

令和3年10月24日25日の日程で第16回 公益社団法人 日本鍼灸師会 全国大会 in 東京は開催されました。Web参加のメリットとして、アーカイブで興味が有る公演は全て視聴することが出来ました。

業団の全国大会ということで、学術的なことより経営、営業形態の違いや我々の既得権についてなど、これから私たちはどの様に鍼灸を営んでいったら良いかという議論を聴けてとても刺激を受けました。また、ほとんどの公演がパネルディスカッション形式で盛り上がり面白かったです。

「我々の既得権の現状」では、南先生が鍼灸師の社会通念上と法律上での違いと我々の開業権は既得権では無いというお話をされました。古賀先生は無資格者は無資格ではなく無免許であること、業界の社会に対するアピールが弱いことを話され、また、息才先生は、委任払い拒否の訴訟から見えてくることについてそれぞれの視点からお話されました。これらのお話から、より広い視点で私たちの置かれた環境について考えなくてはいけないと思いました。

「大学病院で活躍する鍼灸師の実技と講演」では、慶応義塾大学の鳥海春樹先生が、その昔、鍼灸の科学的なところは東京大学の芹沢先生らが担当し社会的に鍼灸を守り、エビデンス化できない大切なところは柳谷先生らが守るという役割分担があった事をお話され、大学にはエビデンス化、開業鍼灸師にはこのエビデンス化されない技術を守る役割があると言われていました。未来にはこのエビデンス化出来ない鍼灸作用も解明されるかもしれません。それまでに鍼灸技術が社会的に減びることが無い様に大学病院ではエビデンスベースの研究を進めてもらうと同時に私たちにはエビデンス化出来ない技術の研鑽、継承することは大切だと改めて思いました。80番鍼を用いた実技がある予定でしたが、会場の都合で実技がキャンセルされ残念な思いをしました。しかし、講師の飯田先生の患者さんを何とかして良くしたいという思いから80番鍼に至ったお話を聞いてその愛情は鍼の番手に比例しているのだなと思いました。

今回の大会は、鍼灸業界の未来について考えさせられる機会となりました。次の世代が受け継ぐ鍼灸業界の未来が明るいものになるように今の私たちに出来ること考え実行していくことが重要だと強く感じました。

第16回 公益社団法人 日本鍼灸師会 全国大会in東京に参加して

青年部部長 安 原 和 人

過去数回、公社)日本鍼灸師会の全国大会に参加してきたが、今回は新型コロナウイルスの影響もあり全国大会の開催形式がハイブリット方式となった。ハイブリット方式とは会場を現地で開催しながら、同時に WEB 配信をするというものである。新型コロナ感染が日本全国に広まってから各勉強会は ZOOM を活用した WEB 開催が主流となったが、今回の全国大会も WEB 参加できるということで参加してみた。

参加してみて良かったと思う点は、まず 1 点目に圧倒的に参加するための費用が低額で済むということである。これまで交通費、宿泊費、懇親会費なども含めると学会に参加して出ていく出費は 5 万円から 7 万円程度かかることが当たり前だったのが、今回の WEB 参加では僅か 1 万円しかかからず、更に一社)香川県鍼灸師会の補助制度によって、自身の負担額は 5 千円にまで下げられることができた。会場に移動することによる負担が大きい地方の会員にはかなりの利点になるのではないかと思う。

2 点目は会場で参加している環境と WEB で参加する環境には大差がないということである。基本的に学会は双方向性のやり取りではなく、演者が会場者に話すという一方向性の性質があるため、配信環境が整ってさえいれば会場というのに全く違いがない。さらに学会の唯一の双方向性の性質を持つ質疑応答にも、今大会は QR コードとグーグルフォームを使用することによって質疑を集めることができていたため、現地に出席して行えることがネットではほぼ完結していた。

3 点目はアーカイブ視聴である。これは今まで学会で見たい内容の演題の時間が重なっている場合に、どちらかしか見ることができない、また演題内容を振り返りたいというジレンマを解消してくれるもので、現地であれ WEB 参加であれどちらにとっても利益のある設計である。今後 WEB 開催がなくなってもぜひ続けてほしい。

4 点目は仕事をしながら参加もできるという点である。これは個人経営や従業員がいない店舗には非常にありがたく、午前中に仕事をして、午後の演題に参加するということも可能であり、現に自分もそうして収入を得ながら勉強ができるということが今回の大会でできた。予約制を導入しているところであれば、事前にその調整をしておけばより安心して事後とも勉強もできるだろう。

さてここまで良かった点を挙げたので、悪い点を挙げた方が評価的には公正な気がするが、実は悪い点が参加者として今大会は感じなかった。今大会は音声や映像も自分が視聴した限りほぼ安定していたし、一部不安定化したところもすぐに対処できていた。ちなみに現地の会場参加でも映像やマイクトラブルは普通にあったりするので、マイナス点になりえない面もある。

それだけ今大会の運営が優秀だったのであろうし、今後いろいろなところで WEB 開催がされてもほとんどは運営側の力量次第になる気がする。

ただ日鍼会のような全国組織は、地方参加のことを考えて、今後もハイブリット方式を導入し、ノウハウを蓄積してくれればより良い WEB 開催および視聴の向上につながると思うので継続して頑張ってもらいたい。

唯一現地開催のみと違うのは、会場でいろいろな先生と直接会って会話をする機会がなくなってしまうこと、懇親会などで意見交換ができなくなってしまうことかもしれない。この点のメリットを考えて現地参加したいと考える先生方がいることを考えると、完全な WEB 開催にのみすることも運営側としては難しいのかもしれない。この点を大会運営費と釣り合いをとるために開催する運営側は様々な課題が生まれるだろうが、いち参加者として今回の大会は参加してみてメリットが多かったように感じたので、会員の皆さんはぜひ次回以降参加を検討してみてください。

ゴミ (医療廃棄物) の処理について

広 報 部 中 西 慶

広報誌や学術部の講習会等で、何度か取り上げてまいりました医療廃棄物（感染性・非感染性廃棄物）の適正な処理につきまして、本師会につきましては産廃業者（別紙添付リスト）と各鍼灸院単位での契約が基本となっております。つきましては県内の産業廃棄物取り扱い業者を選択のうえ、各鍼灸院単位にて契約をお願いいたします。リストの中には集配・処理が中心の業者や、持ち込み・処理が中心の業者など様々あります。また、料金は約 20L 入りプラスチック容器代、運搬代、処分料代込みでおよそ 2000 円～ 5000 円かかります。

しかしこの度、廃鍼等の適正な処理について指導の一環として、H29 年度より学術講習会等にお持ち頂いた廃鍼等につきましては、本会にて一部代行処理を行う事となりました。

回 収 日 学術講習会当日

- 回収可能物 1、感染性廃棄物（廃鍼、鍼管、シャーレ、血の付いた脱脂綿）
上記をプラスチック容器（食品保存用のもの）に入れて封注缶・
紙は不可・容器の返却は出来ません
- 2、非感染性廃棄物（デイスポータブル鍼の包装など）
上記は透明ナイロン袋に入れて封

また分別や廃棄に関してご不明な点や、ご質問は 広報部 中西 (087-869-2313) までお願いいたします。

(一社) 香川県産業廃棄物協会名簿

業 者 名 電話番号	住 所 fax	料 金
(株) 香川県環境衛生センター 087-886-1061	高松市川部町1004番地4 087-886-1035	20ℓ プラ箱2500円 40ℓ 4000円 50ℓ 5000円
協栄産業 (株) 087-892-3257	高松市屋島西町678番地80 087-892-3270	20ℓ プラ箱4950円 40ℓ 4950円 運搬料別 (時間指定は更に加算)
(株) サンアールジャパン 087-841-0551	高松市新田町甲297番地1 087-841-0552	Kg200円から可要相談、容器は別料金 プラ箱は 20ℓ から分別は基本とうりであるが詳しくは要相談
(株) 塵芥センター 087-886-3040	高松市一宮町1686番地6 087-886-3026	20ℓ プラ箱2000円 分別は脱脂綿等を 小袋に入れて鍼と同じ箱に入れる
(株) 高松産業廃棄物センター 087-847-7385	高松市下田井町406番地12 087-847-7386	20ℓ プラ箱3500円 40ℓ 5500円 1ℓ から扱えるが料金は要相談
(有) 詫間清掃 0875-83-2419	三豊市詫間町詫間6907番地9 0875-83-7227	20ℓ プラ箱2000円 50ℓ 4000円 運搬料は要応談 西讃地区中心
日本通運 (株) 四国支店 087-851-0115	高松市錦町1丁目1番6号 087-851-0377	処理業者と契約のうえ運搬する 4tで5万5千円ルートをまわると割安になる
(有) 中讃クリーン 0877-75-1191	仲多度郡琴平町412番地 0877-75-1196	20ℓ プラ箱3000円 50ℓ 3500円 (業者は50ℓ が中心)
(有) パブリック 0875-57-1300	観音寺市大野原町福田原241番地1 0875-57-1201	20ℓ プラ箱3000円 3ℓ 2000円 感染性廃棄物と 鍼とを色によって分別 (オレンジ・感染性 黄・鍼)
番の州エコサービス (株) 0877-45-6324	坂出市番の州町7番地1 0877-45-6334	20ℓ プラ箱2000円・45ℓ プラ箱2500円 回収はなし、持ち込みのみ受付
(株) 富士クリーン 087-878-3111	綾歌郡綾川町山田下2994番地1 087-878-3113	20ℓ プラ箱 3500円 中讃地区中心 担当 西岡氏 090-3785-3118
(有) 富士メディカルサービス 087-881-0407	高松市香西北町704番地1 087-881-0804	20ℓ プラ箱 回収代2000円+箱代500円 高松市内 (但し時間指定なしの場合のみ上記金額)
(有) 丸亀リサイクルプラザ 0877-21-6780	丸亀市土器町北2丁目17番地 0877-21-6292	20ℓ プラ箱 3000円+税
(株) 三菱クリーンサービス 087-888-8866	高松市三谷町3977番地 087-888-8611	20ℓ プラ箱2100円 県内 (一部除く) 月1回小豆島等の島にも同金額で回収可
(有) 行成建材 0877-28-7350	丸亀市郡家町2384番地の2	20ℓ プラ箱 約3500円
(有) ヨシモト・トレーディングカンパニー 087-890-2238	高松市塩江町安原下第3号584番地1 087-890-2257	20ℓ 非感染性1000円感染性2000円 +運搬料高松市内のみ

2008/10 (一社) 香川県鍼灸師会

IT委員からのお知らせ

IT 委員長 佐々木 勝哉

(一社) 香川県鍼灸師会ではホームページ、ブログ、フェイスブックにて本会の講習会やボランティア等の活動案内や実施報告をしています。今後載せてほしいコンテンツや情報があればご連絡ください。

一社) 香川県鍼灸師会HP



<http://kagawa.harikyu.or.jp/>

ブログ



<https://kagawa89.exblog.jp/>

フェイスブック



<https://www.facebook.com/kaawaharikyu/>

○ホームページ内の会員専用ページの設置

この度一社) 香川県鍼灸師会のホームページに会員専用ページを設置しました。
今後様々な情報を掲載します。ユーザー名、パスワードはメールにて周知させていただきます。

○メールアドレス登録のお願い

メールアドレスの登録がまだの方は登録お願いしています。講習会案内、ボランティア案内だけでなく、災害時対応、本部からの連絡、コロナ禍の香川県や医師会からの連絡事項など、メールで配信しております。

○E ラーニング

(公社) 日本鍼灸師会では昨年よりインターネットで受講できるEラーニング研修システム(NELS)の配信をしております。受講には登録が必要です。詳しくは日本鍼灸師会のホームページをご覧ください。

日本鍼灸師会ホームページ > イベント情報 > E ラーニング > 【会員無料】
臨床基礎コース > NELS 受講申込 <https://nels.press/archives/lp/n1>

連絡先

〒760-0066 香川県高松市福岡町 3 丁目 24-7

TEL 087-821-6041

katsuya709@gmail.com

令和 4 年 4 月 27 日

関係各位

鍼灸医療安全性連絡協議会

折鍼に対する注意喚起と予防策に関する共同声明

ープロ野球選手の折鍼事故を契機にー

鍼灸医療安全性連絡協議会は、(公社) 日本鍼灸師会、(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会、日本理療科教員連盟、(公社) 東洋療法学校協会、(公社) 全日本鍼灸学会の 5 団体からなる組織であり、鍼灸の安全性に関する協議事項が発生した場合に召集されます。

このたび、令和 4 年 3 月 22 日に発生したプロ野球選手の折鍼事故を受けて、(公社) 福岡県鍼灸マッサージ師会から(公社) 全日本鍼灸学会臨床情報部安全性委員会に本協議会を召集するよう依頼があり、事故の経緯について情報を共有するとともに今後の予防策について検討しましたので、ここに共同声明という形で発表いたします。

1. プロ野球選手の折鍼事故の経緯

3 月 22 日、某プロ野球選手(投手)へ行った鍼施術により折鍼が生じた。施術の詳細は以下である。

患者を前屈座位にして 8 本のステンレス製単回使用毫鍼[注 1]48mm・20 号鍼(寸 6・3 番)を腰部(棘間右外側)に 20mm 程度刺入し、その状態で症状(痛み)が再現される体幹動作を行わせたところ、置鍼中の鍼 1 本が抜鍼困難となった。そこで、迎え鍼[注 2]、温熱刺激(遠赤外線照射)、電気刺激(表面電極)を行い局所の筋緊張の緩和を試みたが解消されなかった。患者(当該選手)を座位から腹臥位にした後、鍼を真っすぐに引き抜こうとしたところ、先端から約 1cm で鍼体が破断し伏鍼[注 3]となった。患者に伏鍼が生じたことを伝え、一緒に医療機関を受診した。CT 検査により伏鍼が確認され、医師により、腰部を約 1cm 切開、皮下約 1cm の深さにあった鍼体の断端が摘出された。摘出された鍼は、衛生(感染防止)の観点から医師の判断により廃棄され、施術者が持ち帰ることはできなかった。患者は入院することなく帰宅した。患者はリハビリを経て、2 週間ほどで現場に復帰した。

注 1: 毫鍼(ごうしん 身体に刺入するための鍼)

注 2: 迎え鍼(周囲に新たな鍼を刺入して筋肉を弛緩させる手技)

注 3: 伏鍼(体内に鍼の一部が残存した状態)

2. 抜鍼困難および折鍼の予防とその後の対応

1) 抜鍼困難の予防とその後の対応

多くの場合、抜鍼困難(渋鍼)は、刺入時および置鍼中の鍼が折れ曲がることによって生じる。したがって、これを予防するためには、①患者に対して、施術中(とくに置鍼中)は体動を控えるよう事前に指示しておく。一方、②施術者は、筋層内に鍼がある状態では、強い筋収縮を誘発するような手技や四肢・体幹の関節運動を行わせる手技は控える。

抜鍼困難となった場合には、①患者の安静を保持し、力を抜きリラックスするように指示し、筋が十分に弛緩するまで待つ。②筋の弛緩が得られ抜鍼を試みる場合は、体位変換などは行わずそのままの姿勢で行う。また、鍼が捻じ切れないよう回旋を加える手技(旋撚など)は行わず、少しずつ真っすぐに引き抜く。③筋の弛緩が得られず、依然として抜鍼が困難な場合には、折鍼の可能性のあることから、無理に抜鍼することはせず、患者に事情を説明し医療機関での処置を提案する。④医療機関の受診にあたっては、当該施術者は患者と同行し、医師へ経緯を説明するなどその処置に協力する。⑤処置後は、速やかに加入する賠償責任保険会社に事故の報告を行う。

2) 折鍼の予防とその後の対応

折鍼を未然に防ぐためには、ステンレス製の単回使用毫鍼を使用することが推奨される。しかしながら、過去にはステンレス製の単回使用毫鍼であっても折鍼が発生した事例が報告されていることから、過信は禁物である。鍼の使用にあたっては、添付文書にある使用方法ならびに使用上の注意をよく読みこれに従う。粗暴な手技やメーカーが想定していない鍼の使用は厳に慎むべきである。

折鍼が生じた場合、①鍼の一部が体表から出ていれば、ピンセットや鉗子など鍼をしっかりと把持できる道具で抜去を試みる。一方、②鍼が完全に体内に没入してしまった場合（伏鍼）や抜去が困難な場合には、後に伏鍼した位置が特定できるよう、その部位に印を油性ペン等で付けておく。その後は、③患者に伏鍼が発生した旨を伝え謝罪すると共に、医療機関を受診するよう依頼する。④受診にあたっては、当該施術者は患者に同行し、医師の処置に全面的に協力する。⑤鍼の摘出の適否については、医師の判断に委ねるが、鍼が摘出できた場合は、訴訟に発展することも考慮し、破断した鍼の断片全てを回収し保管しておく。⑥処置後は、速やかに加入する保険会社に事故の報告を行う。⑦当該鍼のロット番号を控えると共に、同じロット番号の鍼が残っていれば、使用せずに保管しておく。

3) リスクマネジメント

抜鍼困難および折鍼の対応のみならず、鍼灸のリスクマネジメントでは以下の点に注意する。

- ① 施術にあたっては、必ず賠償責任保険に加入しておくこと。
- ② 有害事象を誘発しやすい手技は極力避けること。
- ③ 危機管理対策マニュアルを作成し、事故が発生した場合の具体的な対応を事前にシミュレーションしておく。

例. 施術所内での処置、受診する医療機関の選定など

- ④ 平素からインフォームド・コンセントやコミュニケーションを十分に取りなど、患者とより良好な信頼関係を築いておくこと。
- ⑤ 事故が発生してしまった場合は、事故が解決あるいは患者が回復するまで真摯にかつ誠意をもって対応すること。

3. 業界としての今後の取り組み

鍼灸医療安全性連絡協議会では、今後の取り組みとして、鍼灸に関連した重篤な有害事象（おもに事故や過誤）が発生した場合に、鍼灸師全体に情報の共有・周知が可能となるようなシステム作りを進めて参りたいと考えております。つきましては、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

共同声明の作成に関わった鍼灸医療安全性連絡協議会メンバー（敬称略）

伊藤 久夫（公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 会長）
要 信義（公益社団法人 日本鍼灸師会 会長）
工藤 滋（日本理療科教員連盟 会長）
清水 尚道（公益社団法人 東洋療法学校協会 会長）
若山 育郎（公益社団法人 全日本鍼灸学会 会長）
坂本 歩（公益社団法人 全日本鍼灸学会 副会長）
矢津田 善仁（公益社団法人 日本鍼灸師会 危機管理委員会 委員長）
古賀 慶之助（公益社団法人 福岡県鍼灸マッサージ師会 会長）
仲嶋 隆史（公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 業務執行理事）
山下 仁（公益社団法人 全日本鍼灸学会 臨床情報部 部長）
新原 寿志（公益社団法人 全日本鍼灸学会 臨床情報部 副部長）
菅原 正秋（公益社団法人 全日本鍼灸学会 臨床情報部安全性委員会 委員長）

以上

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の皆さまへ

令和4年4月1日から 労災保険に特別加入できるようになります

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**工作中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。**

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」の資格をお持ちの方であれば対象となります。

従業員を雇っていない方

令和4年4月1日より、「一人親方その他の自営業者」として、特別加入することができます。

従業員を雇っている方

これまで同様、事業場の規模次第で「**中小事業主**」として対象となります。具体的には、常時使用している労働者が100人以下の場合には、中小事業主として特別加入することができます。

その場合は、以下2つの条件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



都道府県労働局・労働基準監督署

労災保険特別加入の手続きQ&A

Q あん摩マッサージ指圧師です。
特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

■ 一人親方その他の自営業者の場合

既にあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の特別加入団体として承認された団体を通じて、または新規に特別加入団体を設立して、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

■ 中小事業主等の場合

事務組合に事務を委託し、事務組合を通じて加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q あん摩マッサージ指圧師です。
会社員に近い形で働いている場合、加入できますか？

労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者として認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用される※ため、それにより補償を受けることができます。

※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

Q 特別加入団体とは何ですか？

同種の特定の事業・作業に従事する方（労働者として認められる方を除く）で構成された団体のことです。

Q 特別加入団体です。
あん摩マッサージ指圧師が新規に加入する場合、何か手続きが必要ですか？

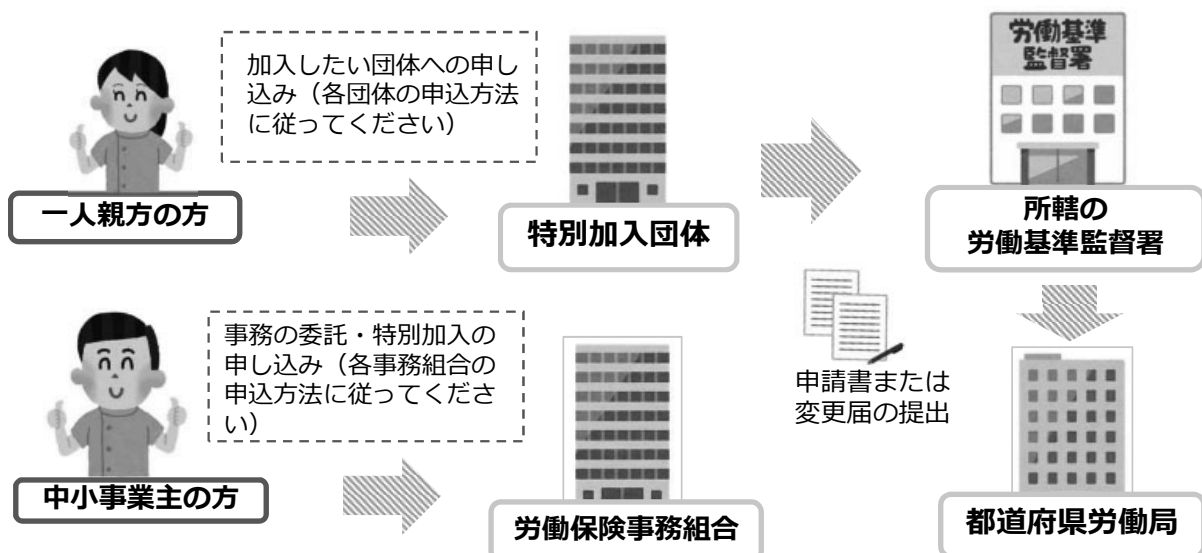
「特別加入に関する変更届」と「あん摩マッサージ指圧師免許（写）」、「はり師免許（写）」または「きゅう師免許（写）」を記載した書類の提出が必要です。

Q あん摩マッサージ指圧師です。
特別加入後、工作中や通勤中にケガ等をした場合は、どうすれば良いですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署等に提出してください。

加入手続きの流れ

■ 一人親方か中小事業主等のどちらで加入するかによって手続きの流れが異なります。



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

保発0531第2号
令和4年5月31日

都道府県知事
地方厚生(支)局長

} 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、令和4年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1,780円
- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1,860円

(2) 施術料

- ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合
1回につき 1,550円
- ② 2術(はり、きゅう併用)の場合
1回につき 1,610円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない

電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。

(3) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 350円

(2) 温罨法を(1)と併施した場合

1回につき 125円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、160円とする。

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合

1肢につき 450円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。

(4) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

保発0531第3号
令和4年5月31日

都道府県知事
地方厚生(支)局長

} 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知。以下「当該通知」という。)により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を下記のとおり改正し、令和4年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 別添1の様式の一部を次の表のように改正する。

ただし、旧様式による別添1(様式第7号)の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

○「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」「別添1受領委任の取扱規程」
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新

別添1 (様式第7号)

往療内訳表

月分 出張専門の施術者の場合 () (患者氏名:)

日付	同一日・ 同一建物 記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれば記載下さい

1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難
2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
3. その他 ()

注・同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。

- ・ 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
- ・ 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
- ・ 個人情報の取り扱いには、十分注意すること。
- ・ 出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合 ()」に「○」を記入すること。

事 務 連 絡
令和4年5月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義
解釈資料の送付について」（平成30年12月27日事務連絡）の一部を別紙のとおり改
正しますので、関係者に周知を図るとともに、窓口での相談対応等にご活用いただき、
個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

○「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について」

(平成30年12月27日 事務連絡)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(問47) 施術管理者が患者等から支払をうける一部負担金の金額は、どのように計算するか。 (答) 施術に要した費用(取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額)に患者の一部負担金の割合(1割・2割・3割)を乗じる(1円単位で計算)。<u>なお、1円未満の金額は、四捨五入の取扱いとすること。また、施術所の窓口において、一部負担金の徴収方法に関する掲示(1円未満の金額は四捨五入を行い、1円単位で計算する旨)を行うことにより、患者等との間で混乱が生じないようにする。(取扱規程第3章の19)</u> (問61) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受ける必要があるが、患者が認知症などにより確認ができず家族もいない場合など真にやむを得ない場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてもよい。 (答) 事例のような場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてやむを得ないものと考えられる。<u>この場合、代理で確認した者の氏名、患者又は家族との関係及び代理で確認した理由を申請書に記入すること。</u>(取扱規程第4章の24(5))	(問47) 施術管理者が患者等から支払をうける一部負担金の金額は、どのように計算するか。 (答) 施術に要した費用(取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額)に患者の一部負担金の割合(1割・2割・3割)を乗じる(1円単位で計算)。また、施術所の窓口において、一部負担金の徴収方法に関する掲示を行うことにより、患者等との間で混乱が生じないようにする。(取扱規程第3章の19) (問61) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受ける必要があるが、患者が認知症などにより確認ができず家族もいない場合など真にやむを得ない場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてもよい。 (答) 事例のような場合、患者の介護者など、患者又は家族以外の者の確認を受けてやむを得ないものと考えられる。 (取扱規程第4章の24(5))

(問62-1) 「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知)の別添1「受領委任の取扱規程」の第4章の24の(5)により、「施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで申請書の代理人欄の申請者欄に署名を求めること。併せて、被保険者等に係る住所、委任年月日について患者より記入を受けること。ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印を受けること。」とされているが、この場合の施術者等による代理記入の方法は、手書きでなければならないのか。

(新設)

(答) 施術者等による代理記入の方法は、手書きに限らず、パソコン等による記入でも差し支えない。(取扱規程第4章の24(4)(5))

ただし、代理記入を行う場合であっても、施術管理者は、毎月、療養費支給申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受ける必要があり、また、患者の症状(体を全く動かすことができない、重度の認知症など)により署名又は押印ができないなど真にやむを得ない場合に、療養費の請求権者(被保険者等)の署名又は押印を被保険者等又は患者以外の者が代理で行ったときは、代理で署名又は押印した者の氏名、請求権者(被保険者等)との関係及び代理で署名又は押印した理由を申請書に記入すること。

(問62-2) 施術管理者は、毎月、療養費支給申請書の確認を受けたうえで、患者（被保険者等）に署名又は押印を求める必要があるが、患者の症状（体を全く動かすことができない、重度の認知症など）により署名又は押印ができないなど真にやむを得ない場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 療養費の請求権者（被保険者等）の署名又は押印は、被保険者等が自ら又は被保険者等から許可を受けた患者が代理で行うものである。ただし、次のその他の者が代理で行う場合、代理で署名又は押印した者の氏名、請求権者（被保険者等）との関係及び代理で署名又は押印した理由を申請書に記入する。

①～④ (略)

(取扱規程第4章の24(4)(5))

(問106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。

(答) 国民健康保険、退職者医療及び後期高齢者医療の場合、該当する給付割合を○で囲む。ただし、7割の場合は記入しない。(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2)

(問62) 施術管理者は、毎月、療養費支給申請書の確認を受けたうえで、患者（被保険者等）に署名又は押印を求める必要があるが、患者の症状（体を全く動かすことができない、重度の認知症など）により署名又は押印ができないなど真にやむを得ない場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 療養費の請求権者（被保険者等）の署名又は押印は、被保険者等が自ら又は被保険者等から許可を受けた患者が代理で行うものである。ただし、次のその他の者が代理で行う場合、代理で署名又は押印した者の氏名、請求権者（被保険者等）との関係及び代理で署名又は押印した理由を記入する。

①～④ (略)

(取扱規程第4章の24(4)(5))

(問106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。

(答) 国民健康保険及び退職者医療の場合、該当する給付割合を○で囲む。ただし、7割の場合は記入しない。(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2)

事 務 連 絡
令和4年6月29日

方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年12月27日事務連絡）の一部を別紙のとおり改めますので、関係者に周知を図るとともに、窓口での相談対応等にご活用いただき、々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

○「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について」

(平成30年12月27日事務連絡)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(問118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄はどのように記入するか。 (答) (答) 患者の一部負担金の割合(1割・2割・3割)を○で囲む。また、金額は、<u>「施術内容欄」の「合計」欄の額から「請求額」欄の額を差し引いた金額</u>を記入する。(取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2) <u>なお、患者等が支払う一部負担金の計算方法については、施術に要した費用(取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額)に患者の一部負担金の割合(1割・2割・3割)を乗じる(1円単位で計算、1円未満の金額は四捨五入の取扱い)こととなるため、「一部負担金」欄の額が患者等から徴収した金額と同額にならないことがある。</u> (問119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄はどのような金額を記入するか。 (答) 取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額(「施術内容欄」の「合計」欄の額)に患者の一部負担金の割合に応じた割合(9割・8割・7割)を乗じた金額を記入する。<u>その際、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算すること。</u>(取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2)	(問118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄はどのように記入するか。 (答) 患者の一部負担金の割合(1割・2割・3割)を○で囲む。また、金額は、患者等から徴収した金額を記入する。(取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2) (問119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄はどのような金額を記入するか。 (答) 取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額(「施術内容欄」の「合計」欄の額)に患者の一部負担金の割合に応じた割合(9割・8割・7割)を乗じた金額を記入する。(取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2)

事 務 連 絡
令和4年6月29日

公益社団法人 日本鍼灸師会 御中

厚生労働省保険局医療課

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

令和4年6月1日改定に伴う申請書の記入について

令和4年6月29日（公社）日本鍼灸師会

施 術 内 容 欄	初検料（１はり ２きゅう ３はりきゅう併用）	円	摘 要
施 術	はり	円 × 回 = 円	
施 術	きゅう	円 × 回 = 円	
内 料	はり・きゅう併用	1810 円 × 3 回 = 4830 円	
料	電療料（１電気針 ２電気温灸器 ３電気光療器具）	34 円 × 3 回 = 102 円	
往 療 料	4 km まで	円 × 回 = 円	
往 療 料	4 km 超	円 × 回 = 円	
施術報告書交付料（前回支給： 年 月分）		円 × 回 = 円	
合 計		4932 円	①
一部負担金（１割・２割・③割）		1480 円	③
請 求 額		3452 円	②
施術日			

上記の例の場合、

・請求額は、合計額4932円×0.7＝3452.4円（請求額は1円未満切り捨て）記入は3452円

・一部負担金は、合計額4932円－請求額3452円＝1480円となります。③＝①－②

注）一部負担金の窓口徴収は、1円未満は四捨五入ですので、日々の窓口徴収の合計額と申請書の一部負担金に差が生じる場合があります。

関連する疑義解釈の改正通知：4年5月31日付問47、4年6月29日付問118、問119

令和 4 年度 四国医療専門学校 卒業生受賞者

一社) 香川県鍼灸師会長賞
山元 由行 様 (鍼灸学科1部)

公社) 日本鍼灸師会長賞
三谷めぐみ 様 (鍼灸学科1部)

ご卒業おめでとうございます。
また受賞おめでとうございます。
皆様のこれからのご活躍を心からお祈りいたします。



新入会員紹介

名 前 岡 芳裕 (オカ ヨシヒロ)
現 住 所 高松市香西東町
施 術 所 きずな整骨院 林院
高松市林町
卒業学校 大阪医療技術学園専門学校



令和 3 年度は岡芳裕さんがご入会されました。
今後のご活躍を心からお祈りいたしております。

役 員 紹 介

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
会 長・組織部部長 スポーツ鍼灸委員会副委員長	中曾根 徹	理事・スポーツ鍼灸委員会委員長	松本 和子
副会長・学術部部長・青年部部長	安原 和人	理事・普及部部長	増田 浩一
副会長・広報部・保険部部長	中西 慶	理事・財務部副部長	大廣 利香
理事・総務部部長	大塚 安混	理事・総務部 青年部副部長 IT 委員	佐々木 勝哉
理事・財務部部長	藤澤 勢子		

編集後記

折り返しまでの間に世の中、色々ありました。
さて後半はどうなのかしら？もうぼちぼちで良いのだけど。
と、編集作業が年々遅くになっている言い分けに
一つにもならないのは良くわかっております。
次の号はもっと頑張って早く発刊出来る様にしよう！
と今だけは思う事にしよう。

広報部